

## みなかみ町身体障害者福祉協会会則

### (名称)

第1条 本会は、みなかみ町身体障害者福祉協会と称する。

### (事務所)

第2条 本会の事務所は、みなかみ町社会福祉協議会内におく。

### (目的)

第3条 本会は、身体障害者福祉法の理念に基づき、みなかみ町内における身体障害者間の連帯、協調を高め、もって会員相互の福祉増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う

- (1) 研修会、講習会、講演会の開催に関すること
2. 親睦会、交流会の開催に関すること
3. 他団体との連絡調整に関すること
4. 関係官庁、機関との連絡調整に関すること
5. その他、本会の目的達成のために必要な事業

### (組織)

第5条 本会は、みなかみ町内に居住し、身体障害者手帳所持者の内、会費を納入した者で組織する。

### (役員)

第6条 本会に、理事9名を置きその内から互選により次の役員を置く。

- |         |    |          |    |
|---------|----|----------|----|
| (1) 会長  | 1名 | (3) 会計理事 | 2名 |
| (2) 副会長 | 2名 | (4) 理事   | 4名 |

2. 役員は、評議員会の承認を得る。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を統括するとともに、会議を招集し議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その指名する副会長がこれを代行する。
3. 各理事は会務を処理する。

### (監事)

第8条 本会の評議員の互選により3名の監事をおく。

2. 監事は、本会の業務執行及び会計を監査し、理事会及び評議員会に報告する。また、必要があるときは、理事会に出席し意見を述べることができる。

### (評議員)

第9条 本会に15名の評議員を置く。

2. 本会の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の承認を得る。
3. 評議員は、評議員会に出席し、理事会及び会長から付議された事項を議決する。

### (顧問及び相談役)

第10条 本会に、顧問及び相談役をおくことができる。

2. 顧問及び相談役は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

#### (役員等の任期)

- 第11条 理事・監事・評議員（以下「役員等」という。）の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員等は、任期が満了しても、後任者が就任するまではなおその職務を行うものとする。

#### (会議)

- 第12条 本会の会議は、下記により行う。
1. 評議員会（総会）
- (1) 評議員会は、役員・監事及び評議員をもって構成する。
  - (2) 定例の評議員会は、毎年度当初に開催し前年度の事業報告・決算報告及び当該年度の事業計画・予算案並びに付議された議案を議決する。
  - (3) 評議員会は、構成員の1/2以上の出席をもって成立する。ただし、欠席の場合は他の構成員に委任することができる。
  - (4) 臨時の評議員会は、必要に応じ会長が召集し付議事項を議決する。
  - (5) 評議員会の議長は、その都度、出席評議員の互選により選出する。
  - (6) 評議員会の審議事項は、出席構成員の過半数をもって議決する。なお、賛否同数の場合は議長がこれを決める。
2. 理事会
- (1) 理事会は、事業執行の必要に応じて会長が召集し、議長となる。
  - (2) 理事会の構成員は、第6条の役員で構成する
  - (3) 理事会は、構成員の2/3以上の出席をもって、成立する。
  - (4) 理事会に付議された審議事項は、出席構成員の過半数をもって議決する。なお、賛否同数の場合は議長がこれを決める。
  - (5) 理事会は、評議員会への付議事項を審議し、これを決定する。

#### (会計)

- 第13条 本会の経費は、会費、行事負担金、助成金、寄付、その他の収入をもってあてる。
2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (表彰)

- 第14条 本会の事業推進に特に顕著な功労があった個人、または団体を表彰する。
2. 表彰は、毎年度1回年度末に開催される理事会において、推薦のあった者の中から理事会で推挙し、定例の評議員会で承認を得た後に表彰する。
3. 表彰は、表彰状または感謝状とし、記念品を添えて行う。これについては、理事会で決定し、評議員会の承認を得る。

#### (事業年度)

- 第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (会則の改廃)

- 第16条 この会則を、改定あるいは廃止する場合は、理事会で審議、議決したものを評議員会に付議し、出席評議員の2/3以上の同意を得なければならない。

#### (附則)

この会則は、平成21年4月1日から施行する。